

長期収載品の選定療養について

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品での調剤を希望される場合、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者様に自己負担していただきます。

- 「長期収載品の選定療養」において自己負担の対象となる医薬品は、厚生労働省の定めによって決まります。
- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の差額の4分の1の金額から算出される価格になります。
- 選定療養費は、保険給付ではない為、消費税の対象となります。
※所定単位あたりの最低金額は10円(+消費税)となります。
- 公費による助成対象の患者様も対象となります。
- 処方医が医療上の必要性があると処方箋に記載がある場合、又後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。
- 流通状況や在庫状況などによって同じ医薬品でも選定療養費の対象、もしくは対象外は変わることがあります。

なお、ご不明な点がございましたら、職員までお尋ねください。